

下関市工事成績評定基準

(目的)

第1条 この基準は、下関市工事検査規則（平成17年規則第236号。以下「検査規則」という。）第16条第1項の規定に基づき、検査規則第1条に規定する工事（以下「工事」という。）に関する工事成績評定基準を定め、工事の成績の評定（以下「評定」という。）の公正かつ的確な実施を図り、工事の受注者の適正な指導育成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、検査規則において使用する用語の例による。

(評定の対象)

第3条 評定の対象は、原則として全ての工事とする。ただし、契約課長が別に指定する小規模な工事については、この限りでない。

2 評定は、完成検査時に行う。

(評定者)

第4条 評定は、次の各号に掲げる者が行うものとする。

(1) 監督職員とは、下関市工事執行規則（平成17年規則第235号）第10条の規定により置かれる職員をいう。

(2) 総括監督職員とは、工事担当課長が指定する係長の職又はその職以上にある職員をいう。

(3) 検査監とは、下関市行政組織規則（平成17年規則第2号）第23条に規定する上席検査監又は検査監をいう。

2 検査監工事は、第1評定者を監督職員、第2評定者を総括監督職員、第3評定者を検査監とする。

3 検査監工事以外の工事は、第1評定者を監督職員とし、第2評定者を総括監督職員、第3評定者を下関市工事検査規則（平成17年2月13日規則第236号）第4条に規定する検査職員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、当該工事の監督又は検査した事項に基づき、評定者ごとに独立して公正かつ的確に行う。ただし、各々の段階における評定者が2人以上いる場合は、それらの者が協議の上、評定を行う。

2 完成検査時の評定は、工事成績採点表（様式第1号）、細目別評定点採点表（様式第2号）及び工事成績評定表（様式第3号）により行うものとする。

3 採点は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) 請負代金額が1億5,000万円未満の工事は、考査項目別運用表（様式第5号別紙1第1評定者用、別紙2第2評定者用及び別紙3第3評定者用をいう。以下「運用表」という。）の考査項目ごとに相対的評価によりランク別採点を行う。運用表の評価対象項目は、採点の判断項目とする。

(2) 請負代金額が1億5,000万円以上の工事は、施工プロセスのチェックリスト（様式第5号別紙4）を考慮の上、前号に準じて採点する。

(3) 様式第5号別紙3の「Ⅰ. 出来形」「Ⅱ. 品質」においては、主たる工種で評定を行うことを基本とするが、小規模、多工種等で評定が困難な場合は、複数の工種を選択

して評定できるものとする。

(評定結果の通知)

第6条 工事担当課長は、別に定める工事成績評定通知実施要領により、評定結果を受注者に通知するとともに、請負代金額が1,000万円以上の工事については、検査技術監理室長にその写しを提出するものとする。

(改善要請)

第7条 工事担当課長は、60点未満の評定点を受注者に通知する際は、受注者に対して改善報告書の提出を求めるものとする。

(評定結果の報告)

第8条 検査規則第17条の規定による評定の結果の報告は、当該月に行われた評定をその翌月の7日までに行わなければならない。報告は、検査監工事にあつては検査技術監理室長が「工事成績評定システム」の「評定入力」に、検査監工事以外の工事にあつては工事担当課長が「工事成績評定システム」の「評定入力」に入力して行うものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、工事成績評定基準について必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成17年2月13日から施行する。

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年7月1日以降に検査を実施する工事から施行する。

この基準は、平成29年10月1日以降に検査を実施する工事から施行する。

この基準は、令和2年4月1日以降に検査を実施する工事から施行する。

この基準は、令和7年4月1日以降に検査を実施する工事から施行する。